

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 40)

1 日 時 令和6年12月10日(火)
午前10時00分 開会
午前11時38分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
地域共生社会推進部長	中原田 香 織	保 護 課 長	大 久 伸 治
健康医療部長	白 石 慎 一	地域医療課長	宇 野 剛
子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	右 田 圭 子
総務企画課長	井 上 智 史		外 関係職員

6 事務局職員

書 記	森 浩 次	政 策 係 長	袴 着 健太郎
-----	-------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第142号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	議案第143号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
3	議案第157号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
4	議案第158号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
5	議案第159号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
6	議案第160号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
7	議案第161号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
8	議案第162号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
9	議案第163号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
10	議案第164号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）	
11	議案第165号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
12	議案第166号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
13	議案第167号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
14	議案第168号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
15	議案第169号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	

16	議案第170号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	可決すべきものと決定した。
17	議案第171号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
18	議案第172号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	
19	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
20	議案第206号 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
21	議案第207号 令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）	
22	議案第213号 令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
23	議案第217号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第5号）	
24	陳情第218号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出について	
25	陳情第222号 生活保護利用者へ余分な負担をさせないことを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
26	請願第2号外59件について	別添請願・陳情一覧表の請願3件及び陳情57件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
27	次期「北九州市こどもプラン」の素案について	子ども家庭局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、議案の採決及び請願・陳情の審査を行った後、子ども家庭局から1件報告を受けます。

初めに、議案第142号、143号、157号から172号、205号のうち所管分、206号、207号、213号

及び217号の以上23件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

まず、議案第142号、143号、157号、159号から162号、165号から171号、205号のうち所管分、206号、207号、213号及び217号の以上19件について、一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案19件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案19件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第158号、163号、164号及び172号の以上4件について、一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案4件について、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、議案4件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については正副委員長に一任願います。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、請願・陳情の審査を行います。

まず、陳情第218号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。地域医療課長。

○地域医療課長 まず、基本認識からでございます。

臓器移植に関する国際原則でございます臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言では、人の臓器の取引や臓器摘出のための人身売買は犯罪とすべき、各国政府は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止するための方策を実行すべきといった国際原則が掲げ

られております。

しかし、我が国では、国民が海外で臓器摘出のための人身売買などが関係した不適切な臓器移植に巻き込まれないための具体的な法整備などは行われていない状況でございます。

次に、海外渡航による臓器移植の状況でございます。

国が令和5年に実施した海外渡航移植者の実態調査によりますと、海外で臓器移植を受けた後、国内の医療機関に通院している患者数は、令和5年3月末時点で543名、主な渡航先としては、アメリカが227名、中国が175名となっております。

イスタンブール宣言では、各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきとされておりますが、日本は国際比較においても臓器提供者数が少なく、こうしたことが海外渡航移植の背景にあるのではないかとされており。そのため、本市では、国や県、日本臓器移植ネットワーク等と連携し、臓器提供の理解を深める普及啓発に取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、令和5年、国会、厚生労働委員会におきまして、海外渡航移植者の実態調査やこれまでの臓器移植の課題等を分析した上で、不適切な渡航移植の防止に向けて、実効性のある対策を検討するといった方向性が示されております。

陳情の臓器移植に関わる不正取引や非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等につきましては、今後の国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） それでは、陳情の審査を行いますが、陳情は意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する御意見などをお願いいたします。また、執行部に対しましては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、陳情に対する意見や執行部への質問はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） では、先ほどの説明についてお尋ねをしたいと思います。臓器移植を待っていらっしゃる方が多くおられて、なかなか思うようにそれができていないということで、移植用臓器の不足ということが述べられておりますが、北九州市内で移植を待っていらっしゃる方がどれくらいおられるかっていうことは、市としては把握されているのでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 臓器の提供をお待ちになっている方は、全体では1万6,000人程度いらっしゃるということです。これは日本臓器移植ネットワークに登録されている方になります。そのうち、九州、沖縄の方が1,536人で全体の10%ぐらいと。そのうち福岡県は588人、全体の4.1%となっております。そのうち北九州市にどれぐらいいらっしゃるかというのは公表もさ

れておりませんので、市では把握しておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。それは把握ができないということですね。

そういうことでは、海外で臓器移植後、国内の医療機関に通院している患者さんが、市内にどれぐらいいるかっていうのも分からないんですかね。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 そちらも把握してございません。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関では確認することができないと。したがって、この意見書案で臓器提供の透明性を確保する制度の整備が必要であると述べられていますが、市の立場としては、先ほどの国の動向を注視したいということになるんですかね。確認だけ。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 そのように考えてございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）制度の整備は必要であるという立場だということですね。ただ、今国で検討しているので、その動向を見ているということですかね。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 そのとおりでございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか意見や執行部への質問はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君）この文書を読ませていただいて、国際的な取決めもあって、本当に本人の意思を確認しない臓器のやり取りってというのは非常に問題だと思っています。国際機関、また、日本政府としても、そういった部分で対策を取られていると思いますし、この内容に関することは非常に大事だと思っていますので、もし北九州市議会でこういった提案があれば賛同したいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君）意見でいいですか。

○委員（井上しんご君）はい。

○委員長（村上直樹君）そのほか意見、質問はありますか。よろしいですね。

ほかになれば、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第222号、生活保護利用者へ余分な負担をさせないことを求める陳情についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

本件について、当局の説明を求めます。保護課長。

○保護課長 それでは、陳情第222号につきまして、当局の考え方を御説明いたします。

生活保護制度は法定受託事務でありまして、関係法令をはじめとして、国の定める通知等に基つき運用されており、生活保護費の基準額につきましても、厚生労働大臣が定めることとされております。

国の通知では、経常的最低生活費は、衣類や食費等、月々の最低生活に経常的にかかる需要の全てを満たすための費用として認定するものとされておりまして、生活保護世帯はこの経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要を全て賄うべきものとされております。

また、特別な需要がある方につきましては、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない、緊急、やむを得ない場合に限りまして、一時扶助費を臨時的に認定することとされております。

生活保護を受給されている世帯につきましては、法令等で提出を義務づけられた収入申告書などの書類をはじめ、特別な需要として、常時失禁状態にある方などが購入する紙おむつ代等に係る一時扶助申請書や医療機関受診時の交通費に係る通院移送費申請書などを福祉事務所に提出いただくこととなります。これらの書類を郵送する場合の切手代などは、日常生活や社会生活の中で必要となる最低生活需要として、経常的最低生活費の中で賄うべきものとされております。このため、料金後納郵便を活用し、福祉事務所が費用負担することは困難でございます。

また、保護費の振込につきましては、在宅で生活保護を受給されている世帯のうち、およそ97%が口座振込を利用されております。また、おむつ代の一時扶助費の支給につきましても、およそ92%が口座振込を利用している状況でございます。

福祉事務所といたしましても、ケースワーカーの家庭訪問時に収入申告書等を徴収することや一時扶助費支給時の口座振込の積極的な活用等により、生活保護世帯の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

また、今年度からは、収入申告書に添付する給与明細書などの一部の挙証資料につきまして、電子申請システムを活用して提出できるよう取組を開始したところでございます。

今後とも、生活保護を受給されている世帯の状況に配慮しつつ、負担軽減に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。当局の説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はあり

ませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君）今の説明についてお尋ねしますが、先ほど読んでいただいた文書表の中では、以前は料金後納の返信用封筒を渡されていたということですが、今はこの返信用封筒というのはもう廃止されたわけですか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 料金後納郵便の御質問ですけれども、原則として郵便料は生活保護受給世帯の負担ということでございます。人事異動等もあって、この取扱いについては、ケースワーカーによってまちまちになっていたということがあろうかと思えます。今回、取扱いの公平を期すということもございまして、原則の取扱いを徹底しているというところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）原則の取扱いを徹底するっていうことは、もうこの返信用封筒は使わないということですか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 原則使用しないということで考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）先ほど役所に提出する書類等の郵便料金は生活保護費の中に含まれていると言われましたけど、以前はこの返信用封筒があって、これで送ったりしていたことがあったわけでしょう。法律が変わったりしたんですか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 取扱いについて変更があったということとはございません。先ほどの説明での、経常的最低生活費の中に含まれるということについては、過去からその取扱いに変更はございません。ただ、人事異動等があって、職員がその取扱いを徹底できていない部分もあったということです。これについては福祉事務所で公正を期すということで、取扱いをきちんと徹底するという形で今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）じゃあ、職員の手順が徹底されていなかったということですかね。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 職員の料金後納郵便の取扱いについては、これに限らずですけれども、人事異動等があって、その都度、福祉事務所で周知徹底するというのに取り組んではいるんですけれども、生活保護を受給されている方とのやり取りの中で、ケースワーカーが書類を、例えば生活保護費の算定に当たって電算の締切りがあって早く提出していただきたいとか、年金の改定があってどうしても通知を提出していただきたいという中で、返信用の封筒を入れてお送りするというのもあったと聞いております。けれども、その取扱いについてはやはり本来の在

り方とは相入れないということがございますので、きちんと公正、公平を期すということで、生活保護を受給されている方に負担をしていただくということで、現在、取り組んでいるというところがございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） そういう取扱いにするっていうのは、生活保護手帳か何かに明確に書いてあるんですね。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 料金後納郵便の取扱いという具体的細目について、関係通知等では規定等はされておられませんけれども、国が、次官通知であったり、社会・援護局長通知であったり、様々な通知等を出しております、そういった日常生活であったり社会生活に係る経費は経常的最低生活費と捉えているということです。そういった中で、そこに係る経費については生活保護受給世帯にやりくりの中で賄っていただくべきものと示されているということで、料金後納郵便についても、本来、生活保護受給世帯の負担と考えているところがございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） そういう考え方で周知徹底しているということですが、ただ、生活保護費は最低生活の基準の下に支給されているわけですが、最近の物価高が生活保護世帯ももちろんですけど、全体に非常に大きな影響を与えているわけです。こういうことを考えると、もう少し柔軟な対応ができないかなと思うんですね。それはぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 柔軟に対応をと御意見をいただきましたけれども、生活保護制度は法定受託事務ということで、取扱いについては国が細目についても規定している中で、考え方も示されておりますので、原則、後納郵便等については、福祉事務所が費用を負担するというのはなかなか難しいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 市の裁量の余地は全くないということですか。例えばそれをやると国の通知に反することになるんですかね。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 どういう考え方でこの生活保護制度が成り立っているかという制度の立てつけがありますので、基本的な原則のところはしっかり守っていかなければならないと考えております。個別の事情につきまして、裁量がないのかという話をされておりますけれど、これについては個々の事例に即して、福祉事務所が必要性等を判断するということなのかなと思います。ただ、公正、公平を期すということを考えますと、ある特定の方だけ優遇するということ

にはなかなかならないので、ここは原則をしっかりと捉えて対応していくということかなと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 原則は原則、ただ個別のケースはそれぞれあると思うんで、そこはやっぱり柔軟に対応していくべきじゃないかと思います。これは意見として申し上げておきたい。

それから、この陳情の文書の中に、冷蔵庫や洗濯機、テレビやエアコンなど、生活に欠かせない電化製品は生活保護費をためて購入することになっていると書いてありますよね。生活保護を受けていらっしゃる方は、臨時的な収入があった際に、たしか自立更生費っていうのがありますよね。例えばそれが、自立更生に回せるのかどうかっていう判断は福祉事務所がするんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 自立更生経費の取扱いなんですけれども、例えば交通事故に遭って自転車が壊れたという場合とかに、御本人の自立した生活を支援するという事で、買換えに必要な自転車の購入費用を自立更生経費として認定し、交通事故の賠償金の中から控除するといった取扱い等は、きちんと収入申告をしていただいた上で福祉事務所が判断をして、認定をするという形になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今から本格的な冬になる。例えば生活保護を受けていらっしゃる世帯で使っているエアコンが壊れたと。それを取り替えようと思えば、今からためても間に合いませんので、市としては、例えば社会福祉協議会の生活福祉資金を借りてつけなさいと、つけてもいいよとなっていると思うんですが、そういうケースで臨時的な収入があった場合、それでも本人が持っているお金は、いわゆる収入申告をして全額福祉事務所に返還して、そして、新たに借金をしてつけなさいっていうことになるんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 自立更生経費については、その世帯の自立助長につながるという趣旨で制度が設けられているということでございます。一時的な収入ということで、先ほど交通事故の賠償金とかのお話をしましたけれども、そういった場合に、あらかじめケースワーカーに暖房器具が壊れて困っているということを相談していただいたものについては、福祉事務所として検討をさせていただいて、その世帯の自立助長に必要ということで認定すれば、そういった暖房器具の買換え費用等もその一時的な収入の中から控除して認めるということも運用としてはあり得ます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） あらかじめというのが、初めから壊れることを想定しているわけじゃないので、お金が入ってきた後に壊れて、じゃあこのお金がちょうどいいってなったときには、

それも考慮していただけるのでしょうか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 日常生活の困り事については、ケースワーカーが生活保護を受給されている世帯から日常的にいろんな相談を受けておりました、あらかじめ相談を受けているものについてはケースワーカーも事情を承知しているという形になりますので、認定をしていくということについて検討の余地があるかと思えます。

ただ、全く相談がなくて、お金が入ってきて、それでないという形で、新規に物を買いたいとかということになってまいりますと、ケースワーカーが、その世帯の自立助長に資するものが壊れていて買換えが必要だということ把握できていないということもあります。なので、こういった自立更生経費の取扱いは、年1回、生活保護を受給されている方にしおりをお配りする際に必ず説明をして、こういった一時的な収入がある場合には、そういう経費を認定することが可能ということをお説明はして、困り事があれば必ず相談をしていただければと御案内しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）いつの時点で相談するかというのが問題なんです。自分で壊したわけじゃないし、古くなれば自然に壊れるわけじゃないですか。やっぱり今、エアコンはどうしても必要でしょ。夏の猛暑、冬の寒さ。高齢者は特にエアコンを使ってきちんと環境を整えないと命に関わるということもあるわけで、そういう状態の方が、たまたま入ってきた臨時的な収入をこれに充てたいと相談したときに、いや、それは駄目よと。借金しなさいというのは、私は非常に違和感があるんで、そこは柔軟にしっかり対応していただきたいなと思うんです。柔軟な対応をしてほしいということについてどうですか。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 生活保護の現場では、ケースワーカーは生活保護を受給されている世帯の方に寄り添って対応するというので、柔軟に、あるいは弾力的な運用という形も当然頭に入れながら対応しておりますが、やはり原則は原則として、生活保護を受給されている方に考え方をきちんと御説明した上で、個々の事情につきましては、その都度、福祉事務所で必要性を判断するという形の中で柔軟に対応しているものと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）原則は原則で私も否定しているわけじゃないんですけども、原則を堅持しながら、必要に応じて柔軟に、その方の真の自立更生っていう、生活がちゃんとできるようにするという立場で対応していただきたいということなんで、今の説明でその辺はある程度おっしゃっていただいたのかなと思いますが、ここまでにしておきます。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）今、空調施設、エアコンのことを言われたんですけど、特にこの気候

変動の中、夏は暑い、冬は寒いというようなこととか、災害の激化等を踏まえて、そういった急激なトラブルが襲ってくるわけですから、柔軟な対応ということを言われましたけど、本当に考慮していただきたいなと思っています。

今年の夏も熱中症で亡くなった方の比率が、やっぱり高齢者が高いとか、生活困難者の方が高いというような報告もあっていますから、そういったこともぜひ配慮していただきたいなと思っています。

もう一つ、この陳情の中に高齢の姉妹の方の例があるんですけど、最後に保護課はこうした姉妹に障害者手帳の取得や転居の支援などは行っていないということがあるんですけど、これを見た場合にあれっと思ったんですけど、先ほどのケースワーカーのお話じゃないんですけど、ふだんはいろんな、こういうことが活用できるよというようなお話も出てくると思うんですけども、こういう例は実際にあるんですかね。その辺をお伺いいたします。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 生活保護を受給されている世帯の自立に向けて、私どもは生活保護開始時もそうだけれども、年に一度その世帯に対する援助方針を策定いたします。その援助方針を策定するに当たっては、その世帯が抱えている問題点をつまびらかにして、個別の対応を一つ一つやっていくということでございます。障害者手帳の取得が可能ではないか、あるいは介護保険の要介護認定の申請をすれば認定が受けられるのではないかとといった障害のある方への社会資源の活用については、開始時から継続して実施しております。個別の事例で、この陳情書に書かれている方については、私は承知しておりませんが、ケースワーカーだけではなくて、当然福祉事務所として、その援助方針については組織的に決定していくということになっておりますので、その点についてはしっかり対応しているものと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） この間、生活保護に関する陳情等は度々行われてきております。その中で、窓口対応の問題とか、そういったケースワーカーの生活支援の問題とかが度々出てきていて、この間はケースワーカーへの教育の問題も出てきましたけども、一つ一つを徹底することが必要になってきているということなんではないかと思うんですね。説明されているとは思いますが、いろいろなことを説明すると、相手の方もどれだけ覚えているかという問題もあるわけですけど、気軽に相談ができるし、分かりやすい回答もいただけるといったことの努力をぜひしていただきたいと思うんですよ。生活保護の方っていうのは、ケースワーカーからこうだと言われたらそうだと思い込んで、駄目なんだとか、それ以上は誰にも相談できないとかといった方が結構おられるんですよ。そういった方の相談に乗ったりするわけですが、このような例も相変わらずありますので、いろいろなことを分かりやすく説明していただく努力もしていただきたいなと思っていますので、よろしく願います。以上です。

○委員長（村上直樹君）意見でよろしいですか。

○委員（伊藤淳一君）はい。

○委員長（村上直樹君）それでは、そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君）お伺いします。

先ほどの話をお伺いして、返信をするための切手代とか交通費、そういった必要書類を提出するための費用については生活保護費として積算されていて、そこに含まれていると。基本的に生活保護費で賄うべきものという原則があるというお話でした。当然原則があると思うんですけど、とはいっても、やはり月初めにいただいた生活保護費で1か月間生活しなくちゃいけないということもあって、生活保護受給者の方たちは節約しようといった意識が非常に高いと思います。そういった中で今回の陳情ということだと思います。

そこで、この陳情では2つありますけど、1点目ですかね。そこに職員が受け取りにくってということで、そういった負担を減らしてほしいということがあります。先ほどの課長のお話によると、なるべく家庭訪問時にそういった必要書類を受け取ったりして、負担軽減を図っていきますということでした。今でもそういう対応をされていると思いますので、わざわざ持ってこなくてもいいと。また、切手を貼ってってということも、なるべく節約したいという方もいて、基本的に生活保護受給者の方は節約をして、自分で生活を管理していく。これから寒くなっていきますので、灯油代をためようとかという部分でも節約するということは非常にいいことだと思います。ですから、それを後押しするという意味で、なるべく負担のないように、今でもされているということであれば、ぜひこれを強めてほしいと思います。これについて1点お伺いします。

次に、負担を減らすっていう部分で、先ほどの御答弁では電子申請システムなどで対応できるようにしているというお話でした。今北九州市役所としても、DX化とか、行かなくていい区役所ということで全体的に取り組んでおられると思います。

そこで、コンビニでの交付とかは非常に助かっていますけども、特に生活保護受給者の方というのは役所に行く回数の方が一般の方に比べて非常に多いと思うんですね。いろんな書類を提出したりとか、先ほど言った年金の変更で手続きをしたりとかということ、また、就職のこととかも含めて。また、受給者の多くは高齢者ということもあって、そういった負担を減らしていくっていう部分で、生活保護受給者の方がなるべく行かなくて済めば、結果として市のDX化の観点からも、行かなくていい区役所に貢献するんじゃないかと考えています。

そこで、ほとんどの生活保護受給者の方もスマホというか、携帯を持たれていて、もともとガラケーだったものがガラケーがなくなって、どんどんスマホに切り替わってきていると思うんですね。年配の方もスマホは結構使いこなしていらっしゃるし、できない方もいらっしゃると思うんですけども、ある程度使える方については、スマホでそういった提出をするとか、申請とかができないか。検討されているとは思いますが、その辺について教えてください。保

護行政のDX化についてお願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 まず1点目は、職員が受け取りに行くとか、料金後納郵便の活用というお話だったと思いますけれども、当初の説明でお話ししたとおり、現状、90%を超える生活保護受給者が口座振込を利用されているということで、福祉事務所としても口座振込の利用を積極的に進めているということでございます。

また、何らかの事情で、生活保護を受給されている方が区役所の窓口に行くことが困難な場合には、御家族であったり、知人の方であったり、あるいは協力していただける介護や障害のサービス事業者の方がいらっしゃれば、生活保護費を代理受領するという形にも当然対応しているところがございますので、こういった取扱いについてもケースワーカーに相談いただければ対応していくことは可能かなと思っております。

ただ、お金を届けるということにつきましては、国の指導等もあって、ケースワーカーはお金を扱う出納員の資格を持っておりませんので、なかなか難しいという状況でございます。

2点目なんですけれども、DX化の件で、現状、取り扱っているのが、収入申告で就労収入の申告が必要なフルタイムで働いてらっしゃる方が、仕事を休んで書類を提出することがなかなか難しいということもあって、給与明細書などのいわゆる証拠書類を電子申請システムを使って画像データとして福祉事務所に提出いただくような取組を進めたところで、まだ緒に就いたところがございますので、これから活用を広げていければと思っております。

とはいえ、収入申告のような書類については申告内容が多岐にわたっており、記入指導をしないと、補正を要するポイントが非常に多いということもございまして、生活保護世帯の方から提出いただく書類を全て電子化するのはなかなか難しいかなとは思っておりますけれども、どのようなDXが生活保護を受けられている世帯の負担軽減に活用できるかということについては、今後も引き続き考えていければと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。

陳情文書にあるケースなんですけども、その領収書を持って行って、また後日、お金を取りにこいと言われて取りに行く。このケースを見ると非常に効率が悪いような気がするんです。これも個別で、実際はなかなか確認が難しいとは思いますが、おむつを買いましたという領収書をまとめて月1回とか、生活保護費をもらうタイミングとか、家庭訪問のタイミングで私も構わないとは思いますが、毎回毎回というイメージですけど、別にまとめてでもいいのかということを確認させてください。

それと、陳情項目の2点目にぜひおむつ代の振込みをしてもらいたいとありましたけど、先ほどの荒川委員への答弁で92%がおむつ代の口座振込をされているというお話があって、それであればこれはできるのかなって思ったんですけど、その確認をお願いします。

○委員長（村上直樹君）保護課長。

○保護課長 まず、おむつ代の口座振込から御説明をさせていただきたいんですけども、生活保護費の支給は、定例支給という形で毎月1日に支給する場合と、随時支給という形でその都度支給する場合があるということで、先ほど御説明しましたけれども、御本人の希望で92%の方は随時ではなくて、定例の口座振込を利用されているということでございます。これについては、ケースワーカーが御本人の希望を聞いて、どうしても口座振込ではなくて、随時の支払いを受けたいということであれば、窓口でそういった対応をしているという状況です。保護課としては、やはり口座に振り込むという形で負担軽減を図るということをやっていたくほうがよろしいんじゃないかなということ、都度、口座の振込みでどうかという話はさせていただいているんですけども、いろいろと事情があるということだと思います。絶対に口座振込じゃないといけないということではありませんので、窓口を希望されれば対応しているというような状況でございます。

領収書をまとめて提出できるかという話なんですけれども、生活保護では、原則的に3か月までは遡及して支払いをする、一時扶助の申請等は受け付けるという取扱いをしております。まとめて3か月分という形で申請をされる方もいらっしゃいます。このあたりについては、そういった取扱いがあるということで、いわゆる申請漏れにならないように、ケースワーカーも毎月申請があるものについて、申請が来ていないということであれば確認をしたりということ、気をつけているような形で、先ほどの委員からの御質問ですけども、毎月区役所に来るとか、郵便で出すのが大変であれば、なるべくそういった取扱いもさせていただいているところです。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）よく分かりました。

この文書で紹介されておりました御高齢の姉妹のケースですが、そういった制度をまだ理解されていないのかもしれないし、そういったふうにできますよってということで、ケースワーカーもそういった説明等で、もしかしたらある程度負担が減ったり、改善できる部分が大いにあるのかなということ、今日感じましたので、こういった負担を減らす方法がありますよと、ある程度まとめてできますよという形で、そういった制度とか、負担を減らすことになるようなことをぜひ現場でも説明をしてほしいなと思います。要望で終わります。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、お手元配付の一覧表記載の請願3件、陳情57件については、いずれも閉会中継続審査

の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に関する職員を除き、退出願います。

(執行部入退室)

次に、子ども家庭局から、次期北九州市こどもプランの素案について報告を受けます。総務企画課長。

○総務企画課長 それでは、資料1ページを御覧ください。

次期北九州市こどもプランの素案について御説明させていただきます。

まずは、1、計画の位置づけです。

現在策定中のこどもプランは、新ビジョンの分野別計画として位置づけ、こども基本法に定める市町村こども計画や子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画などを一体のものとして策定しております。

次に、2、計画の期間です。

現在の子どもプランが今年度で終了することから、次期こどもプランは、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

それでは、2ページを御覧ください。

3、策定に向けたスケジュールです。

(1)これまでの動きについては、市の附属機関である北九州市子ども・子育て会議において、有識者などの御意見をいただきながら、これまでに計5回の会議を重ねてまいりました。

なお、委員名簿については、次の3ページにつけております。

また、常任委員会におきましては、7月25日に、市民アンケートの結果と次期こどもプランの体系案について御説明させていただきました。

4ページを御覧ください。

(2)パブリックコメントの実施です。来週12月16日から来年1月15日までの1か月間、パブリックコメントを実施します。

素案につきましては、市のホームページや区役所、市民センターなどの窓口で閲覧ができ、御意見については、タブレットやスマートフォンなどから二次元コードを読み込み、直接入力することができるほか、電子メールや郵送、ファクス、指定場所への持参でも受付を行います。

次の5ページは、意見提出の様式になります。

続いて、6ページを御覧ください。

子供用に素案の概要を作成いたしました。大きさはA3両面刷りの2つ折りのリーフレット

となります。

7ページを御覧ください。

こちらが6ページの裏面になります。小学生にも読んでいただき、理解できるよう、こどもプランの内容を分かりやすく1枚にまとめております。子供用の素案の概要についても、ホームページへの掲載や本冊と合わせて区役所等に配付するほか、学校へもお知らせすることとしております。

続いて、8ページを御覧ください。

こちらがこどもプランの素案の体系となります。

こどもプランは、国のこども施策の基本的な方針を定めたこども大綱の内容を踏まえた上で、新ビジョンの3つの重点戦略の考え方をベースに作成しております。新ビジョンでは、稼げる町が起点となっておりますが、次期こどもプランでは、彩りある町を起点として、安らぐ町、そして、稼げる町のサイクルを回すイメージにしております。

前回の常任委員会での報告から、子ども・子育て会議で2度の議論を重ねてまいりました。7月に体系案をお示ししたとおり、基本理念、6つの視点、3つの基本方針、そして、15の基本施策で取り組むことに変更はございません。

一方、会議でいただいた意見として、例えば前回の報告の際は、基本施策1の(1)では、子供の意見表明や主体的に社会参画する人材育成という表現にしておりましたが、委員から、この施策が意図しているのは、むしろ、ふだん意見を言えない立場の子供が参画できるように環境づくりを行うことにあるとの御意見をいただきまして、子供の意見表明支援と社会参画する機会の提供に変更しております。こういった議論を踏まえて、文言の修正等を行っているところでございます。

次に、素案について紹介させていただきます。

別冊、次期北九州市こどもプラン素案のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。

第1章では、計画の策定の趣旨、続いて、2ページ、3ページで計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間、計画の構成などを記載しております。

4ページを御覧ください。

第2章では、データから見る北九州市の子供や子育ての状況ということで、北九州市の人口や世帯、出生に関する状況について、全国との比較や男女の婚姻等に関するデータなどを13ページまで掲載しております。

14ページ、15ページには、7月に御説明させていただきました市民アンケートについて、保護者及び中・高生本人の調査結果の一部を掲載しております。

続いて、16、17ページにつきましては、先ほど御説明させていただきました計画の体系を掲載しております。

18ページを御覧ください。

ここからは3章ということで、基本理念、そして、6つの視点、3つの基本方針に基づく15の基本施策の内容を記載しております。

18ページには基本理念、19ページには6つの視点の考えについて掲載しており、21ページからそれぞれの基本方針ごとに詳しく掲載しております。

21ページを御覧ください。

基本方針Ⅰを例にしますと、冒頭に基本方針の考えについて記載しております。

22ページをお願いします。

基本施策ごとに、(1)、(2)とあるように、さらに施策を整理し、現状や今後取り組んでいく内容などを記載しております。また、関連する主な取組についても掲載しているところでございます。

ページを進めまして、27ページからが基本方針Ⅱ、さらにページを進めまして、49ページからが基本方針Ⅲとなっており、方針ごとに分かりやすいよう色分けをし、記載しております。

ページを進めまして、58ページを御覧ください。

4、指標になります。

プランの成果を点検、評価するためのKPI、重要業績評価指標、そして、59ページからは、その他の主な指標ということで、基本施策ごとに指標を設定し、今後、子ども・子育て会議において、その状況を定期的にチェックしてまいります。

次に、66ページを御覧ください。

第4章、子ども・子育て支援事業計画となります。

子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本方針に即して、5年を1期として定める計画となります。

計画の構成は、1、乳児・幼児期の教育や保育の推進、2、地域における子ども・子育て支援の推進の大きく2つに分かれております。

67ページから教育・保育に関する施設について、市全体と行政区ごとに量の見込みと、それを充足するための確保の方策について掲載をしております。

71ページをお願いします。

地域における子ども・子育て支援の推進ということで、地域子ども・子育て支援事業に当たる妊婦健康診査など母子保健に関する事業、親子ふれあいルームや放課後児童クラブなどの子育て支援に関する事業について、量の見込みと確保の方策について掲載しております。

以上が次期北九州市こどもプランの素案の説明となります。

私からの説明は以上となります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見

はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 大変分厚い計画で、つくるのも大変だったと思います。私もさらっと見させていただきましたけど、現在の計画がどこまで進捗しているかというのと、それから、次期計画をここまで持っていこうというところで、特に今、子ども家庭局として、例えばここは非常に成果が上がったとか、ここはまだまだ十分ではないとか、そういうものがあれば聞かせていただけませんか。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 現在の第3次プランに関しましては、ちょうどコロナ禍の時期というところもありましたので、なかなか思うように事業の進捗が難しかったという状況ではございます。ただ、令和5年度に関しましては、コロナ禍の時期に比べて、コロナ前にほぼ近い形に戻ってきているのかなとは感じております。今年度が第3次プランの最終年度となりますので、来年度、最終的な点検ということで、評価の総括を行うことを考えております。

また、次期プランに関しましては、令和4年度までの評価というところもある程度勘案しつつ、今までなかったことも大綱であるとか、新ビジョンに沿った形で策定をしておりますので、そういった流れで、今回策定させていただいたというところがございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ちょうどコロナの時期だったのでというのは分かります。

それで、コロナはあったにしても、現在の計画の中で、特にこれは進捗したとか、あるいは、ここはもっと力を入れたいといけないっていう特徴的なところがあれば教えていただけませんか。

○委員長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 全体といたしましては、少子化が進行しているという、これは北九州市に限らず全国的な傾向でもありますけれども、少子化の中、どうやって働く人や子供たちを支えるか、そして、社会が反転できるのか、やはりそこが一番大きなところになるかなと思っております。

これまでやってきた中で、新たな子ども大綱、それから、私どもの新ビジョンも考えたところで、新しい目線として、子供の目線に立とうというところは、実は今まであまり意識していなかったけれども、本当に大事なところだと考えております。それは、やはり子供時代に大人から大切にされて育ったという体験をしていただくことで、その子供たちが大きくなったときにまた次の社会をよくしていこうという、時間はかかるんですけども、そこを大切にしていかなければいけないというのが1つあります。

もう一つは、この社会は働く保護者が、男性、女性を含めて多くなってきました。以前でしたら、働く保護者というのは結構その親御さんの世代、祖父母の世代を頼りにして子育てをし

ていたんですけれども、それがなかなか頼れない社会になってきた。なぜなら、今、その親の世代もまだ現役で働いている状況が始まっているからです。ですので、働く保護者をより支えなければ、子育ての支援というのが行き届かないというところに大きな問題点といたしますか、課題があると思っております、それを踏まえて次のプランに生かしていこうと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ありがとうございます。

こどもまんなかというのを、文字どおり実現していこうとすれば、当然支える人たちが無理なく支えられるようにしていかないといけないわけですが、今局長がおっしゃったように、様々な環境がなかなかそうはさせない、できないというところもあるので、そこを含めて、やはりきちんとフォローしていくという、これが大事ですね。だから、そういう計画にしていけるように、今からパブリックコメントをやって、いろんな意見も出てくるでしょうから、そこもしっかり踏まえながらぜひ充実していったほしいと思います。要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 今回のこどもプランは、市の基本構想、基本計画の稼げる町、彩りある町、安らぐ町を基につくられたというお話でした。そこで、それぞれの安らぐ町ではこういう方針が示されて、彩りある町ではこどもまんなかについていうところ、稼げる町っていうところでは子育て世代と若者をしっかり応援しますってあります。

僕のイメージでは、稼げる町は特区であるとか、規制緩和とか、再開発とかっていう、そういうイメージなんですけど、こども計画とかこどもプランとか、今回苦労されて、その3つの基本政策に寄せて、そこで大きく3つの基本方針をつくっていると思うんですけども、内容的には稼ぐというよりも、子育て世代を応援するとか、負担を軽減するとかっていう部分で、イコール稼げるとはなかなかかなりにくい気がしていて、これは苦心されたと思うんですけども、安らぐ町、彩りある町は何となくそれに近いかなと思うんですけども、あえてこの3つの方針にがんと寄せなくてもいいのかなと思ったんです。その辺その苦労というか、お考えを聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 やはり市の新ビジョンに基づいて策定するというのは、我々の基本的な目標であると思っております。稼げる町の実現に関しましては、とりわけ若者や子育て世代が所得を伸ばして行って、結婚や出産などの希望をかなえる、また、男女が共に働いて、子育てしながら明るい将来に希望を持てるっていうことを目指していくところが重要だと考えておまして、そういった意味を込めまして稼げる町といった掲載の施策を盛り込んでいるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。

括弧書きで控え目に書いてありますけど、これから若者を応援しますっていうのは、稼げる町だから応援しますとか、稼げるというためにそういうふうにするとなったら、市民の方が稼ぐためにしよるんかと。本来は応援したい、もっと頑張ってもらいたいという部分だと思うんですけども、そこが稼げる町だから子育て支援をしますとなれば、何か目的と手段が逆になるのかなと感じますので、そこは控え目に書いてあるから、誤解を受けないような形でぜひ丁寧に進めてもらいたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君）うまく説明できるかちょっと分かんないんですけど、こどもまんなかcityっていうことで、この方向性っていうか、北九州市は宣言したわけですから、しっかり進めていただきたいっていう思いがある中で、24ページのところで、若者や子育て世代から選ばれる町としての環境づくりっていうことで、今まで子育てナンバーワンということで、NPO法人エガリテ大手前の調査でも、北九州市は子育てしやすい町っていうことで、それを売りにもしてきたし、また、それは市民の誇りでもあったし、流山市が子育てするなら流山市にみたいな形で、北九州市は本当に子育てしやすいんだっていう、ナンバーワンとかっていうのをどのように示すのか。ナンバーワンじゃなくても、2番目でもいいんですけど、それをずっと貫いてきた中で、急に大きく子供を真ん中にして言われているので。ナンバーワンとかそういうことがここに書いてあるんですが、日経の北九州市の共働き、子育てに関する全国的な評価っていうことで、2022年は全国で9位、政令市で1位、2023年は全国で8位、政令市で2位とか、いろんな評価の仕方があるんでしょうが、北九州市は子育てしやすいっていう、何か指標を示していただきたいというか、今までやってきた部分と路線は同じなんですけど、市民にとってみたら、あるいは全国に発信するとしたら、そういう全国1位とかというのってとっても大切なんじゃないかなと思うんで、その辺の考え方を教えてください。

○委員長（村上直樹君）総務企画課長。

○総務企画課長 民間の機関とかNPOの調査というのも、指標というところがかなりまちまちな状況もございます。そういった中でも、市としては、今回のプランでも基本理念にこどもまんなかcityの実現を掲げております。今後5年間、このプランを使っていきますので、我々としてもそういったよりよい点をいかに対外的にアピールしていくかというところで、それなりに数値化した評価というところを目指していきたいなとは思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）北九州市はずっと子育てナンバーワンで来たわけで、こどもまんなかcityも全国に先駆けて一番に宣言してもらったわけですから、これからもその辺の路線

を市民の皆さんにもきちっと分かっていただいで、数字的にも示していけるような子育て支援にぜひ取り組んでいただきたいなっていうことを要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。日野委員。

○委員（日野雄二君） K P I、重要業績評価指標の1番ですが、こどもまんなか社会の実現に向かっていると感じる者の割合、これはどちらかというに向かっていると思っている人も含めて36.6%しか現状はないわけ。目標値を70%としているんですが、他の指標は現状が90%とか80%台なんですけど、ここは非常に少ない。だから、お題目はいっぱい上げているけど、そう感じていないということではないかと。

就学前の児童から中・高生の保護者、それから、18歳から39歳の本人となっているんですけど、これはどれぐらいの数を取ってこの数字なのかを教えて。それと、目標を70%にした意味。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 今回のアンケート調査につきましては、2万件の調査で、それは就学前の児童の保護者、小学生の保護者、中・高生の保護者、中・高生本人、それから、18歳から39歳までの男女2万人で、回収率42.2%という数字でございます。

その中で、今回の指標でございますが、まず目標値の令和11年度で70%というのは、国の目標値と同値を設定させていただいております。

こどもまんなかという言葉が比較的新しい言葉なので、まずどちらかというに向かっているというか、そもそもこどもまんなかという言葉自体を知らない方がまだ多いんじゃないかなと思っております。その結果、今36.6%という数字が出てきたのではないかと感じております。それを5年後に向かっ、国の目標値に合わせて70%に向けて取り組んでいくということを考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） こどもまんなかは知られていないというけど、幼稚園はずっとこどもまんなかって言っているんですよ。もう昔からこどもまんなかっていうのぼりを作っている。こどもまんなかって言っても、実際はこどもまんなかじゃないんですよ。子供に差をつけている。彩りあるだとか、いろいろと言っているけど、私学助成も含めてだけ、要するに子供によって、どこへ行っているかによって差をつけたり、それから、幼稚園と保育所の関係でもそうなんだけど、ゼロ歳から2歳までの無償化も第2子からの無償化で、第1子は違うという。もう東京都、それから、横浜市は第1子も含めて全部無償化に向けて動いているんですよ。だから、北九州市もこどもまんなかで、この指標でもこれだけの数字しか出ていないということは、その辺がやっぱり、まだまだ足りないということだろうと。彩りある人材育成も含めて、これはK P I、目標値なんでしっかりやらないと。このプランの中ではそういうのはまだ具体的には出てこないんでしょうけど、それをしっかりやって、こどもまんなかはもう早くか

ら言われているんですよと。北九州市はこどもまんなかというのを使っているわけですから。もう意見はいただきませんので、私の要望として言うておきます。終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 全部見させていただきました。感想として、特に7ページがすばらしいなと思っております。子供に向けたメッセージで大変分かりやすいと思っておりますし、7ページの②に、自分が生まれる前から結婚するまでのいろんな道のりが分かりやすく書いてありますので、今の子供たちっていろんな悩みを抱えて、どうしたらいいんだろうって、一人でもんもんとされている子もいると思います。大人向けにつくったわけじゃありませんし、こういうものを周知してあげて、子供がこれを見て安心できるお守りのようなものにしてほしいなと思いました。

そういったことから、こういったすばらしいものができましたし、特に先ほど言いました7ページの②なんかを、これからどうやって子供に周知されていくかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 先ほど御説明したとおりですけど、今回のプランは、まずパブリックコメントを実施するときに、子供用の概要版を作成して意見聴取をしたいと考えております。

また、本市の事業として発足しましたみらい政策委員会の小学校7校、中学校3校、高校1校から意見を聴取する予定としております。3月に成案になりました暁には、それをきちんと小学校、中学校の学校関係に配付したり、子供が見やすいところにできるだけ置けるようにしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 子供用の概要版もできるということなんですけれども、本当に周知することが大切であると思っておりますし、生まれてから大人になるまでのお守りとして、子供たちに教えて、発信してあげられるようにしていただきたいと思えます。要望して終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 独り親家庭への支援についての項目っていうのが、この素案の中では具体的にどこになるのか、教えていただければと思えます。すいません、私が見つけれなくて。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 素案の本編でいくと41ページ、基本施策8の社会的養護が必要な子供や家庭に対する取組の推進の(3)子供の貧困対策や独り親家庭の子育ての安定を図る支援という項目でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。

独り親家庭の、子育てを楽しく感じる、感じないとかがあると思うんですけども、子供の意見としても、独り親に特化したアンケートというのがどこかにあるのか、教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君）総務企画課長。

○総務企画課長 41ページの出展のところに書いておりますけど、令和3年度北九州市ひとり親家庭等実態調査というのがございます。これは5年に一度の調査だったと思います。次回は令和8年度になると思います。以上です。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。

私は、公明党市議団で、ネット調査ですけども、ウェルビーイングに関する調査というのをさせていただきました。

その中で、独り親の女性の幸福、あなたは幸福を感じますかというアンケートに対して、世代別で結婚している、していない、独り親ってあったんですけども、その中でやはり独り親の女性は幸せを感じている比率っていうのが少し低かったんですね。そういった方々への支援策というのを41ページの文章だけではなく、もうちょっと図示するような形で、あとその独り親の方と子供に対しても自己肯定感が育めるような、そういった表記とかというのを、この素案の中で何か記載しているところがあれば、再度教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君）総務企画課長。

○総務企画課長 関連する基本的な取組に関しましては42ページに掲載をしております。掲載文書の内容に関しましては、今後、またパブリックコメントを受けまして、その中で検討をしていくような形で考えております。

あと、自己肯定感のところですが、33ページの基本施策6で、自己肯定感やアイデンティティの形成に向けた成育環境づくりという項目を入れております。子供の視点に立った安全・安心で多様な居場所づくりであるとか、いじめ対策、不登校の子供を支援する地域と学校との連携、中身としてはこういったところで掲載をしているというような状況でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございました。

ちゃんと記載していただいているということで御説明があったかと思うんですが、この素案の中を見ると、夫婦そろって、お子さんがいてっていう、もちろんそれが一番スタンダードかと思うんですが、せっかく記載していただいている独り親家庭の部分っていうのをもう少し浮き上がらせるようなものにしていただければ、北九州市の子育ての幅の広さ、また、奥深さっていうのも感じていただけるようなこどもプランになるのかなと思いましたので、確認をさせていただきました。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

最後に、今後、緊急を要する事件がなければ、本日が今任期中最後の委員会となります。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

（委員長が挨拶を行った。）

（副委員長が挨拶を行った。）

それでは次に、執行部を代表して、子ども家庭局長から挨拶をいただきます。子ども家庭局長。

（子ども家庭局長が挨拶を行った。）

それでは、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊦